

児童手当・特例給付 現況届提出について

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当・特例給付を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかを確認するためのものです。

届出用紙は、5月末に市が受給者あてに郵送しています。

注）現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられませんので、必ず提出をお願いします。

提出期間 6月1日（火）～ 6月30日（水）

提出方法 郵送（6月30日まで）

同封の返信用封筒で郵送してください。
※自宅からオンラインでも申請できます。

ぴったりサービス

検索

問合せ 子育て政策課 子育て政策係
TEL 69-2176 **FAX** 69-2298

「福祉医療費受給券等」 （～7月5日まで）

市では、障がい者やひとり親家庭などの経済的負担を軽減するため医療費を助成しています。

対象者に更新案内を送付しますので**郵送**で手続きをしてください。

期 間 6月下旬（更新案内が届き次第）～ 7月5日（月）

対 象 現在、有効期限が令和3年7月31日となっている福祉医療費受給券をお持ちの方等 詳しい対象要件はHPをご覧ください
だくか、下記までお問い合わせください。※新たに受給資格に該当すると思われる方はご相談ください。

申請方法 更新案内に同封の返信用封筒による郵送申請

受付締切 7月5日（月）

窓口でも申請できます

郵送申請が困難な方は窓口でも受け付けます。

窓口受付期間 7月2日（金）～ 7月7日（水）8時30分～17時15分

受付場所 保険年金課／土山・甲賀・甲南・信楽の各地域市民センター

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療係
TEL 69-2142 **FAX** 63-4618

これから甲賀市で働く市民の 奨学金の返還を支援します



市内企業・事業所の人材確保を図るため、奨学金を返還しながら市内企業・事業所で働く市民の、奨学金返還を支援します。

次のとおり、支援対象者の認定申請を受け付けます。
詳細は、市ホームページまで。

対象者 市内の企業・事業所に就職予定の市民（転入予定を含む）で、次の①または②にあてはまる方。

①令和4年4月1日以降に正社員として就職する方

②令和4年3月までに正社員として就職する方（令和3年4月1日以降に内定した方に限る）

※公務員など支援対象にならない就職先があります。

支援金額 返還額の75%（上限20万円／年）ただし、次の①または②に雇用される場合は100%（上限20万円／年）

①イクボス宣言企業など働きやすい職場づくり推進している企業

②小規模事業者、個人事業主

支援の期間 支援の決定を受けてから5年間（60ヶ月間）

認定申請書の提出期限（一次認定） 9月30日（木）

問合せ 商工労政課 新産業振興係
TEL 69-2187 **FAX** 63-4087

甲賀市職員採用試験 のお知らせ

採用予定日 令和4年4月1日

募集期間 6月17日（木）までの執務時間中（8時30分～17時15分）

試験日 （一次試験）7月11日（日）

（二次試験以降）8月上旬～中旬

※日程は一次試験合格者にお知らせします。

最終合格発表 9月上旬

職種／人数		受験要件 ※詳細については受験案内を ご確認ください。
上級	一般事務 ／20人程度	平成4年4月2日～ 平成12年4月1日生まれ
中級	保育士・ 幼稚園教諭 ／5人程度	①昭和62年4月2日以降生まれ ②保育士および幼稚園教諭の資格 を有する、または取得する見込み

※受験案内や申込みの様式等は、市HPへの掲載のほか、人事課で配布しています。



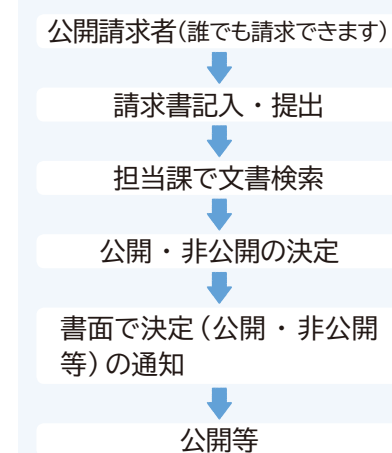
問合せ 人事課 人事係
TEL 69-2122 **FAX** 63-4086

情報公開・個人情報保護制度について

市では、市政に関する市民の知る権利を保障することを目的として「情報公開制度」を、また、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権を擁護することを目的として「個人情報保護制度」を実施しています。
これらの制度の令和2年度の運用状況（令和3年4月1日現在）を次のとおり公表します。

情報公開までの流れ

情報公開条例に基づいて、市が保有している文書の公開を求めることができる制度です。



「個人情報保護制度」って？

個人情報保護条例に基づき、個人情報の取り扱いに当たって守るべきルールを定め、個人情報の開示などを求めることができる制度です。個人情報の開示の手続についても、おおむね情報公開の手続の流れと同じですが、開示される文書については、開示請求者自身の個人情報に限られます（なお、請求には本人であることが確認できる書類が必要になります。）。

手続きの詳細は右記まで。

情報公開の実施状況

● 請求件数合計 …………… 113件
市長 …………… 97件
教育委員会 …………… 11件
監査委員 …………… 2件
農業委員会 …………… 1件

議会 …………… 2件
● 公開等の決定状況
公開 …………… 28件
部分公開 …………… 73件
非公開 …………… 3件
不存在 …………… 26件
取下げ …………… 14件

※1件の請求で、複数の決定となること
があるため、請求件数より決定状況
数が多くなっています。

● 部分公開及び非公開理由別状況
個人に関する情報 …………… 59件
法人等に関する情報 …………… 42件
審議又は検討等に関する情報であ
って、公開することにより、率直
な意見の交換等が不当に損なわ
れるおそれがある情報 …………… 6件
事務又は事業に関する情報であ
って、公開することにより、当該事務
又は事業の適正な遂行に支障を及
ぼすおそれのある情報 …………… 18件
※非公開情報が複数に及ぶ場合がある
ため、部分公開及び非公開決定の件
数よりも部分公開及び非公開理由の
件数が多くなっています。

● 審査請求の件数 …………… 0件

個人情報開示の実施状況

● 請求件数合計 …………… 23件
市長 …………… 17件
教育委員会 …………… 6件
● 開示等の決定状況
開示 …………… 4件
一部開示 …………… 18件
取下げ …………… 1件
● 一部開示理由別状況
請求者の生命等を害するおそれ
のある情報 …………… 2件
他の個人に関する情報 …………… 15件
法人等に関する情報 …………… 3件

事務又は事業に関する情報であ
って、開示することにより、当該事
務又は事業の適正な遂行に支障
を及ぼすおそれのある情報
…………… 4件
個人の相談等に関する情報であ
って、開示することにより、当該事
務の適正な遂行に著しい支障を
及ぼすおそれのある情報
…………… 11件

※非開示情報が複数に及ぶ場合がある
ため、一部開示の件数よりも一部開
示理由の件数が多くなっています。

● 審査請求の件数 …………… 0件

公益通報制度

公益通報制度は、市の法令遵守の推進体制のひとつとして位置づけているものです。

公益のために通報する行為は正
当な行為として評価し、その通報
者に対して不利益な取り扱いがさ
れることのないよう保護していく体
制を築くことで、市役所内部の浄
化を図り、よりよい市政の実現を
めざしています。

甲賀市法令遵守の推進条例第
17条の規定に基づき、令和2年
度の運用状況（令和3年4月1日現
在）を公表します。

● 公益通報件数 …………… 3件
● 不当要求件数 …………… 0件



問合せ
総務課 法務係
TEL 69-2121 **FAX** 63-4086